

確定版

# 海外交流審議会外国人問題部会 第6回議事録

外務省領事移住部外国人課

# 海外交流審議会第6回外国人問題部会議事次第

日 時：平成 16 年 6 月 21 日（月）

場 所：外務省中央庁舎 7 F 南大国際会議室（761 号室）

出席者：

（委員側）手塚部会長、北脇委員、衣笠委員、櫻木委員、  
谷野委員、寺嶋委員、新居委員、

（関係省庁）山脇文部科学省初等中等教育局国際教育課長  
濱口文部科学省大臣官房国際課国際調整官

（事務局側）鹿取領事移住部長、原山領事移住部付検事、  
三好政策課長、八幡邦人保護課長、  
磯旅券課長、中山外国人課長、  
片江邦人特別対策室長、山口外国人課企画官

1．開 会

2．部会長挨拶

3．文部科学省初等中等教育局山脇国際教育課長より「在日外国人に係わる教育問題」について説明

4．議 論

5．閉 会

手塚部会長 それでは、ただいまから「海外交流審議会第6回外国人問題部会」を開催いたします。

今日は、委員の皆様には御多忙中にもかかわらず御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日の部会につきましては、植本委員、佐藤委員、西原委員及び塚田委員が所用により欠席となっております。なお、朴委員は御出席とのことですが、今、新幹線が止まっているということで遅れられるのかどうなのか、ちょっと心配しておりますが、そういう御連絡を受けております。

なお、本日も外国人問題に関係する省庁より内閣官房、総務省、厚生労働省からオブザーバーとして代表の方にお越しいただいております。

早速、本題に移らせていただきます。

本日の外国人問題部会でも、前回の部会と同様に関係省庁の担当者を招いての意見交換を行っていききたいということで、今回は、文部科学省の初等中等教育局の山脇国際教育課長さんをお招きさせていただきまして、在日外国人に関わる教育問題について、冒頭15分程度御説明いただいた後、各委員との質疑応答、御意見等々を頂戴したいと思います。

それでは、山脇課長さん、よろしく願いいたします。

山脇文部科学省初等中等教育局国際教育課長 文部科学省の初等中等教育局で国際教育課長を務めております山脇と申します。よろしく願い申し上げます。

今日は、外国人の子どもたちの教育についての現状と、それから、文部科学省を中心にやっております支援策などに関しまして、まず御説明を申し上げたいと思います。資料の方に沿いまして説明をさせていただきます。

「文部科学省」というクレジットで配布させていただいております資料の1ページ目でございます。

まず、外国人児童生徒の状況でございますが、現在、公立の小・中・高等学校などに在籍している外国人の子どもたち、児童生徒の数でございますが、平成15年現在で約七万一千人というふうになっております。

その棒グラフに最近の推移を書いておりますが、ここ数年は緩やかな減少の傾向にあるというような形になっております。

ただ、全体としましては、日本人も含めた児童生徒数全体が若干減少をしておりますので、それを考えますと、外国人児童生徒の割合というのは余り変化していないのではないかというふうに見えます。

2ページ目でございますが、その外国人児童生徒のうち、特に日本語の指導が必要な外国人児童生徒の数がどうなっているかというものについても文部科学省の方で調査をしております。その概要のグラフが2ページの真ん中ほどでございます。

これも公立の小・中・高等学校などに在籍している、日本語指導が必要な外国人児童

生徒の数は約一万九千人ということになっておりまして、ここ数年は横ばいの傾向にあるということでございます。

先ほど、全体の外国人児童生徒数が若干減少しているという形になっておりまして、外国人に占めます日本語の指導が必要な生徒の割合というものは少し高まっているのかなということが言えるかと思いますが、いずれにしましても、現在1万9,000人の日本語の指導が必要な外国人の子どもたちがいます。

その在籍する学校の内訳ですが、3ページ目の方に移りまして上の棒グラフでございます。「学校種別学校数」ですが、全体で5,000校余り、5,231校が平成15年度で日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍している学校。そのうち、3,100校余りが小学校でございます。1,700校余りが中学校というような構成になっております。

次に、どのような母語の子どもたちがいるかというものについても調査をしております。全体で、実は母語は63言語にわたっているのですが、これを調べたものが3ページ目の下の円グラフでございます。使用する言語別の児童生徒数ということでございますが、これをご覧いただきますと、ポルトガル語が割合としては一番多く、35%強になっておりまして、続いて中国語、スペイン語というふうが続いてまいります。

このポルトガル語、中国語、スペイン語の3言語で全体の4分の3を占めるというような全体の状況になっております。

これは概括の状況でございますので、4ページ目に移らせていただきます。

これは「在籍人数別学校数」を表したものでございます。

例えば、小学校の部分、一番上の円グラフを見ていただきますと、1人だけが在籍する学校数が1,400校。2人が590校。3人が265校というような形になっておりまして、4人以下の外国人児童生徒が在籍する学校というものが、全体の約80%を占めるというような状況になっております。

一方で、30人以上の在籍している学校も多く、あるいは10人以上になりますと1割強になるという形になっておりまして、地域によっては外国人の集住都市などでは非常に多くの外国人の子どもたちが学校に在籍するところもあれば、あるいは1人、2人とか、少人数の学校もあるということで、地域によって分散と集中の傾向が見られるということかと思えます。

したがって、各地域によって大分実情が違うということがありますので、各地域、都市によった実情に応じた対応が必要になってくるということが、この点からも読み取れるかなというふうに思います。

5ページ目以降でございます。

外国人児童生徒の受け入れに関する基本的な考え方、あるいは支援施策について、以下、述べさせていただきます。

①の部分ですが、義務教育段階の子どもに対する教育の機会の確保ということについての基本的な考え方でございます。

外国人の子どもたちについては、我が国の義務教育への就学義務というものはございませんが、公立の義務教育、小・中学校に就学を希望する場合には、日本の子どもたちと同様に教育を受ける機会を提供しているということでございます。

具体的には、義務教育段階でございますので無償で受け入れ、教科書の無償配布でございますとか、就学援助などの施策も含めて、日本人の児童生徒と同様の教育の機会を保障するというのが基本的な考え方でございます。

②は、受け入れの際の簡単な手続の流れを書いております。

保護者が外国人登録を市町村で行う場合に、義務教育段階の子どもがいる場合には、入学の申請書や就学案内というものが窓口から手渡されるとそこで、その書類を提出した後で市町村教育委員会から就学すべき学校とか、期日が示された許可書が送付されて、実際の就学に移るといような全体の流れになっておるということでございます。

③の受け入れ時の配慮という部分でございますが、外国人児童生徒の編入、入学に際しては、原則として学齢相当の学年、その子どもの年齢に応じた学年に編入学ということが原則ではあるのですが、日本語の指導が必要だとか、日本語が不自由であるなどの事情によっては、その相当の学年の課程で教育を受けることが適切でない認められる場合には、一時的に下の学年に受け入れるといようなことも可能といふような措置がとられているところでございます。

6 ページ目ですが、これは主な支援策として現在、国レベルでどのようなものを行っているかというものでございます。簡単に概要を御説明したいと思います。

①が、日本語指導に対応する教員の配置ということで、先ほどのような日本語指導が必要な児童生徒がいる場合には、そのための教員の定数を特別に増やすという措置をしております。

義務教育段階では、平成 16 年で 985 人の定員に関する加算というものをやっている。このような形で、日本語指導に対応する教員の配置を充実していこうというのが、まず第 1 番目に行っている支援策でございます。

2 番目に掲げておりますのは、母語を用いた外国人の子どもたちを支援するための調査研究というものでございます。

これは、日本語が不自由だ、指導が必要だということで母国語が理解できる指導協力者を派遣して、そこで教育相談でありますとか、ティーム・ティーチングなど、学習支援活動を行っていただくといような事業でございます。

また、この活動を通じて多様な生活背景とか、学習歴を踏まえた指導あるいは個々の子どもたちの個性を伸ばすような指導方法というものを調査研究して、それを広く成果を共有し、普及していこうといような事業を行っております。

これは本年度、平成 16 年度から新たに始めていくというものでございまして、少し飛びますが、8 ページ目にその概要を入れております。

42 地域を対象に、今、申し上げた母語が理解できる指導協力者を学校・地域に派遣を

して、特色のある学習支援活動などを行っていただこう、あるいは、その指導方法、指導体制について調査研究をしていただこうということで、現在、全国の自治体に募集をして、本年度から開始をしていこうというふうに準備をしているところでございます。

6 ページ目に戻っていただきまして、日本語指導の関係では、JSLカリキュラムの開発というものをしております。JSLというのは、第2言語としての日本語を指導するための指導法の研究あるいは開発というものでございます。

外国人の児童生徒の日本語の習得に関しましては、初期の日常会話などについては割と早い段階から身につけるといった場合がありますが、実際の教科の学習の際にはいろいろな困難な面を伴う場合があるということで、教科学習において日本語教育をどうしていくのか、学校教育における第2言語としての日本語のカリキュラムを開発していこうという取り組みもしております。

小学校段階につきましては、昨年、作成をいたしました。現在、中学校段階について作成、検討を進めておるところでございます。

また、この使用を通じて、さらなる改善も図っていこうというふうに考えております。

④は、日本語の指導者に対する講習会を実施しているというものでございます。これは、全国の外国人の子どもたちの教育に携わる先生方でありますとか、特に校長、教頭、あるいは指導主事などの管理職も含めて、外国人への日本語指導法などについての実践的な講習会というものを開催してきておるところでございます。

次に7ページ目でございます。

⑤でございますが、これは外国人の児童生徒とともに進める教育の国際化推進地域事業ということを進めております。

これは、先ほど地域的な事情がいろいろあるというふうに申し上げましたが、地域の特徴あるいは個々の外国人児童生徒の特色ある指導の在り方でありますとか、国際理解・異文化理解の推進などについて、学校、地域、教育委員会などが一体となった実践的な研究に取り組んでいただくということで、現在、33地域で取り組んでいただいているところでございます。

飛びますが、10ページ目に地域事業の概要を挙げております。連絡協議会ということで、関連する学校関係者、ボランティア、団体などから構成される協議会でいろいろな検討をしていただくとともに、真ん中の内容のところ、丸で囲んでおるところでございますが、各地域の事情に応じまして、地域人材の教育現場における活用でありますとか、個々に応じたカリキュラムの開発、研究あるいは教育課程指導方法の検討、異文化理解、国際理解の実施方法などが、個々の地域で実施をしていただいているというものでございます。

この中では、不就学児童生徒の実態把握とか、対応などについても研究を進めていただいております。

7ページ目に戻りまして、⑥、就学ガイドブックの作成・配布という部分でございま

す。

これは外国人児童生徒が日本の教育制度について、あるいは就学の手続などについてガイドブックをまとめているというものでございまして、ポルトガル語とか、中国語など、7言語で作成をして配布をしております。

また、今年度はその内容の充実を図るための改訂を準備してございまして、改訂版を今年中に配布をしていきたいというふうに思っているところでございます。

また、地域に応じましていろいろな、このようなガイドブックも作成をされているところでございます。

あとは参考でございますが、先ほどの国際化推進地域事業の関連で11ページ以降でございますが、不就学に関する自治体の取組状況を参考までにまとめております。

冒頭では時間の関係がございまして、もしも時間が許したら後ほど御説明させていただきたいと思いますが、例えば、大泉町では平成14年、15年と外国人の子どもたちの不就学の実態調査というものをやられています。

ここでは、まず簡単な概要だけ御説明しますが、600人程度の外国人の子どもたちがいるうちに、実際にどの程度の不就学の子どもたちがいるのだろうかということで実態調査をされたものでございます。

従来ですと、統計上、外国人登録されている児童生徒から公立学校とか、あるいは外国人学校に通っている子どもたちの数を引きますと4割とか、非常に高い割合があるのではないかということも言われていたもので、大泉町の方で実態調査をするということで行っていただいたものでございます。

その結果、11ページの下の方にございまして、実際には転出とか、帰国をされた子どもたちの割合が25%、5割ぐらいあるということで、教育の機会が全くない子どもたちは4.2%であったと。このような結果が得られております。

また、不就学の原因などについても調査がされておりますので、時間が許せば後ほどもう一度、御説明をさせていただければと思います。

なお、13ページには岐阜県の方で調査をされた結果もございまして、これは岐阜県の方で独自に調査をされたものでございまして、ここについても不就学の実態調査がされておりますので、この点について、もしも時間が許せば、同じように後ほど紹介をさせていただこうかというふうに思います。時間の関係で、冒頭から省略させていただきます。14ページ以降、外国人学校の状況につきましては、国際課の濱口国際調整官の方から説明をいたします。

濱口文部科学省大臣官房国際課国際調整官 それでは、引き続きまして、外国人学校の関係について、提出させていただいている資料をごらんいただきながら説明をさせていただきます。ページ数で言うと14ページになりますので、お聞きください。

外国人学校の現状ですけれども、頭のところにありますが、学校教育法との関係では今、山脇課長の方から説明がありました、小・中学校等々の学校教育法1条に書いてあ

る1条学校ではなくて、83条にある各種学校として認可がされているという現状でございます。

その際は、構造上、申請主義になっておりまして、学校側からの申請に基づいて、所在の都道府県知事が法令に基づいて設置認可をするという構造になってございます。

ただし、外国人学校がすべて各種学校として認可をされているわけではなくて、この括弧書きにもありますけれども、例えばブラジル人学校であればすべてが無認可、すなわち、各種学校としての認可がされていない、どこからも規制が及んでいない学校になっているという現状でございます。

この各種学校の特色ですけれども、いわゆる小・中学校等々に比べまして、あるいは専修学校に比べまして、教育の内容とか、分野に関するような規制が法令上、一切ございません。

施設設備等につきましては、これは古い、文部科学省令ではなくて文部省令の時代ですけれども、文部省令の時代から基準が各種学校規程というもので定められておりますけれども、学校教育法の1条に定める学校、それから専修学校の基準に比して緩やかで弾力的な制度ということで、設置が比較的容易になっている現状でございます。

実際に認可されている学校数ですが、平成15年5月1日現在ですので、これはまだ去年のデータですけれども、各種学校として認可されている外国人学校の数は124校という現状になってございます。

下の2番目でございますが、各種学校に関する最近の措置ですけれども、これまでもいろんな措置については、いわゆる1条学校、それから専修学校等々との整合性も踏まえつつ、適宜、各種学校についても施策が講じられてきているわけでございますが、今般、先ほど申し上げた各種学校の設置、それから運営の基準である各種学校規程の一部を改正して、より弾力的な制度というふうにしてございます。

若干、技術的にはなりますけれども、改正点としては2点ございまして、まず最初の1ポツは、この14ページの下になりますけれども、地域の実態その他により特別な事情があって、かつ、教育上支障がない場合には、校舎面積基準を弾力化するということが、まず第1点でございます。

2点目でございますが、次のページをおめくりいただきまして15ページ目の頭でございます。

こちらの方が、今まで皆さん方で御議論いただいていたところに近い部分だと思えますけれども、特別な事情があり、かつ、教育上、それから安全上支障がない場合につきましては、いわゆる校舎の関係ですけれども、他の学校等の施設設備をすべて借用することができるという形で、これを改正させていただくということを措置させていただいております。

なお、この改正ですけれども、本日、官報告示がされておりますので、念のため、申し上げます。

各種学校に対する措置ですが、各種学校として認可を受けると、外国人学校も含めて、ほかの各種学校もそうですけれども、各種の税制上の優遇措置が講じられたり、あるいは地方自治体から廃校舎とか、余裕教室を貸与を受けるときに特例措置が講じられるということになってございます。

それから、行政措置ではありませんが、これも北脇委員の方から以前、部会、総会等でも御紹介があったかと思いますが、公共交通機関の定期券のいわゆる学割といったようなものも、これに伴って措置がされ得るといような構造になってございます。

なお、参考ですが、現在、国からは各種学校については財政支援というものが一切行われてございません。各種学校につきましては、各々、自由な教育活動が営まれておりまして、実際のところ、非常に財政が厳しいということと、それから、原則的に今、補助金が既存のものはすべて原則、整理、縮小というような構造になってございます。

なお、地方分権等々の流れもあり、なおかつ、先ほど申し上げましたとおり、各種学校に対する措置というものは1条学校、それから専修学校とのバランスを踏まえて考えてきているという経緯がございますけれども、現在、1条学校については当然、私学助成があるわけですが、専修学校については基本的にこういう助成制度というものはございませんので、その点の観点から申し上げても、国による各種学校への新たな助成というものは非常に厳しい状況にあるということでございます。

概略は以上でございます。

山脇国際教育課長 以上で、冒頭の御説明は、概略でございますが、あと、意見交換の中で追加的な説明などをさせていただきたいと思っております。

手塚部会長 先ほどおっしゃられた補足も、時間があつたらお願いいたします。

それでは、御質問、御意見、ちょうだいしたいと思います。

お願いいたします。

谷野委員 大変意欲的な、暖かい取り組みを始められているようで、敬意を表したいと思っておりますが、そう申し上げた上でちょっとわからない点が二、三ありますのでお伺いしたいと思います。

第一点は、この国際教育課というのは歴史はどれくらいあるのか、そしてそこでなされていることは今お話があったことがメインなんでしょうか。

それから、資料で外国人児童という場合に、いわゆる在日の韓国籍、朝鮮籍の人たちは入っているんでしょうか。入っているとすれば、どれくらいの割合なのか。

ここで御説明のあったのは、公立でしょう。私立の学校はどうか、そちらの資料があれば参考になると思うんです。

第4点は、入学許可の話がありましたけれども、許可になる場合の要件というのはどんなことがあるんでしょうか。勿論、日本語のレベルとかがあるのですが、他方、日本語ができないというとそれだけで落としてしまうのか。さっき、ちょっとグレードを下げるというお話がありましたけれども、私は、こんなことは日本ではまだ、とても

できないと思うんですが、実は私がかつてボストンの郊外に、1年間住んだことがあるんですが、既に子どもが大きくなっておりまして（中学生）連れて行った。勿論、財政的な余裕もないから、プライベートの学校に入れることもできない。

現地に着くや、その地域の公立の学校の方が見えて、お子さんは我々の学校に通わせなさい。最初のうちは通訳をつけるというんです。言葉ができないでしょうから、通訳をつけて、お世話しましょうと。そんなことは日本ではまだ無理だと思いますけれども、そんなことも思い出すものですから、この外国人児童生徒入学を許可する、しないというのは、どの辺のことが要件になるのかということを知りたい。

最後に、今の各種学校ですけれども、これは前に、この部会で申し上げたことがあるんですけれども、私、就学生に奨学金を配布する会に関係しているから申し上げるんですが、今、世間で話題になっている日本語学校に通う就学生たち、あの人たちには学割が全然きかないんです。奨学金も、留学生と違ってない。

しかし、就学生たちは日本語を習うために初めて日本に来て暮らすわけですから、いろんなことにぶつかる。したがって、留学生たちよりよけいお金もかかる。また、あの人たちにも日本の中を学割制度を利用して旅行し、見聞も広めてもらいたいと思うんだけれども、これは認められないということですね。これは文科省の立場と、JRを主管される国土交通省の立場とそれぞれあると思うんですけれども、文科省はこの問題についてはどういうお考えでしょうか。

手塚部会長 ご質問、ご意見は、5点ぐらい、繰り返しますが、よろしく願いいたします。

山脇国際教育課長 ちょっと私ども、所管と違うところもあるので不十分かもしれせん。

まず最初に、国際教育課について御質問がございました。平成13年1月の省庁再編に伴いまして、国際教育課というものが初等中等教育局の中につくられております。

今、説明いたしました外国人の子どもたちの教育のほかに、海外の日本人の子どもたちに対する教育、海外子女教育と呼んでおるもの。

谷野委員 あれは前からあったんですか。

山脇国際教育課長 前からもございます。幾つかの業務を国際教育課としてまとめた形でつくられております。

そのほかに、外国語、あるいは国際理解教育、学校における国際教育の推進でありますとか、英語を中心とする外国教育の進め方、それから国際交流、これは初等中等教育局になります、高校・中学レベルになりますが、そのような業務全般を扱っております。あと、在日の韓国人の方などについての御質問がございましたが、最初、1ページ目に説明しました外国人児童生徒、あるいは日本語指導が必要な外国人児童生徒の中には、そのような国の方も数としては全部含んでおります。在日の韓国人の方についても、この統計の中に含まれております。

なお、私立につきましては、私立を含めると外国人児童生徒の数は約七万七千人ぐらいということで、私立学校には6,000人ぐらいの方が在籍をされているということでございます。

ただ、それ以上のちょっと細かいデータはございませんので、全体としては割合は6,000人ぐらいは私立学校に外国人児童生徒が通っているということでございます。

義務教育段階での入学の許可についての質問ですが、先ほど御説明しましたとおり、義務教育段階の子弟がいる方で希望される場合には、これは無償で受け入れるという形にしておりますので、全部受け入れるという原則でございます。

したがって、日本語が当然、まだ不自由、十分でない、指導が必要な場合があるということで、それに対する支援措置をどうするかというのは、今、申し上げましたいろいろな形の日本語教員の定数の増とか、それから母語指導員とか、地域における取り組みとか、カリキュラムの検討などなど、これは国だけではなくて、当然、地方、市町村のレベルでいろいろな形でされております。今日、浜松市長、お見えですが、いろいろな形で取り組みをしていただいているところでございます。

済みません、最後の日本語学校の件は。

濱口国際調整官 谷野先生がおっしゃった御質問の、実は意図がきちっと自分で把握し切れていない部分があるかと思いますが、各種学校そのものを所管しているところというのは今、山脇課長も関連することを言っていましたけれども、ちょっと別のところでございまして、必ずしも十分なお答えはできないかもわかりませんが、制度上は各種学校というのは1条学校、それから専修学校以外で学校教育に類する教育を行う施設ということで、学校教育法83条に書かれております。

非常に幅広いものが認められていて、例えば自動車学校であったり、料理学校であったり、語学スクールであったり、これはさまざまなものがそれぞれの申請に基づいて、先ほどの外国人学校と同様に、その学校の所在する都道府県の知事が認可をするという構造になってございます。幾つか語学学校でもやられているものがあると思います。

その上で、いわゆるJRのお話も出ましたけれども、基本的には民間会社がやっておられるお話ですから、それはそれぞれのところの御判断だろうというふうに思っております。

谷野委員 この間も政府の資料について同じことを感じたんですけれども、ここで言う「外国人」という中には、実はかなり、あるいは圧倒的に「在日」の人たちが入っているのではないかと、そうだとすると、それをひっくるめて日本の国際化はここまで進んでいるという議論はちょっとミスリーディングだと思うんですけれども。在日の人たちは全然異なる背景の下で日本で暮らしており、日本語も問題ないわけですから、その人たちは、当然、国公立の学校にも行くでしょう。ここでいう7万人のうち、実は本来の外国人というのはものすごく少ないのではないかと。

この間も同じようなことを感じたんですけれども、政府の資料の中で、この2つはや

はり峻別して説明すべきだと思いますし、そういう資料があるのか、ないのか、いずれにせよ今のままではちょっと誤った印象を与えるのではないのでしょうか。

山脇国際教育課長 申し訳ございません。ちょっと言葉足らずだったかもしれません。補足をさせていただきます。

特に今、私が御説明しましたいろいろな支援が必要な外国人がいるというのは一番の態様の問題点というか、難しい点でございます。

それについては、先ほどの資料で2ページ目に、言いましたように1万9,000人の外国人児童生徒がいると。その内訳、国籍ではなくて母語別ではありますが、3ページ目の下の円グラフで御説明したように、これを見ますとポルトガル語、あるいは中国語、それからスペイン語、その次にフィリピン語ということで、ポルトガルですと恐らく日系ブラジルの方が中心だろうと思います。

ですから、今、こういう日本語指導が必要な子どものうち、どういう母語なのかというものを見たのが、この図ですので、これを見ますと、韓国語・朝鮮語については割合が4.5%という形になってはいますが、実際には大部分はポルトガル語、中国語、スペイン語で全体の約四分之三を占めるということでございますので、これらの国々の子どもたちが多く、あるいはそれらの子どもたちに対する対応が課題になっておるということ、この表からわかるのではないかというふうに思いますので、若干、補足をさせていただきます。

谷野委員 こちらの数字を見て。

山脇国際教育課長 そちらの方でよかったのかもしれません。失礼いたしました。

手塚部会長 お願いします。

北脇委員 浜松市長の北脇ですが、私どもが当面している新しい問題としては、今のお話の中では、日系の南米系の方を中心としたニューカマーの子どもたちの問題ということなんですけれども、ただいまの御説明だと、どういうふうに行っているかということの説明はあったんですが、現状をどう認識しているか、どうあるべきだと考えているかというところが余りお話がなかったような気がするんです。

というのは、今の資料の説明の中で5ページのところに、まず文部科学省としての基本方針ということで、義務教育段階の子どもへの教育の機会の確保ということで、日本人児童生徒と同様に受け入れていくんだと。このことは、最初の①のところに書いてありますけれども、私ども、外国人が大勢住んでいる都市の共通の認識としては、文部科学省の方針としては、ここで日本人児童生徒と同様に受け入れるということは言っているんだけど、その受け入れた後に生じてくる問題についての国としての対応が非常に不十分であるというふうに感じているわけなんです。

それは6ページの方にあります、日本語指導に対応する教員の配置であるとか、母国語を用いた教育とか、そういったことについて一つひとつが非常に不十分だというふうに感じております。

そこで、ちょっとさかのぼってお尋ねしたいことなんですが、先ほどの不就学ということについて、私どもも調査を持っております。

確かに、その母数になるものを小・中学校就学年齢の外国人登録者数において、そこから義務教育の公立学校に通っている者とか、外国人学校に通っている者を引いていくという方法をとっております。その結果としての、私ども浜松市での不就学率というのは13%とかという数字が直近で出ております。

今、先ほどちょっと紹介のあった他都市の状況だともっと低く出ているようですが、その理由として、外国人登録されている人を調べてみたら帰国していたとか、どこかに移転していたとかということがあるということでありましたけれども、ただ、それはまた外国人登録自体が正確にどこに居住しているかをトレースするようになっていないということから出ている部分もあると思うんです。ですから、こうした一部の調査によって不就学という問題が大したことではないというふうに見ているということであると、それは非常に問題だと思います。

ですから、1つは文部科学省として国全体の不就学の状況をつかむ取り組みをどうされているのか。もしそういうことをされているのだったら、不就学の状況がどういうことになっているのかという、その点についての文部科学省の現状認識をちょっとお聞かせいただきたいというのが1つ。

もう一つは、なぜ不就学になってしまうかということの原因の分析です。原因のとらえ方について、私どもは今、申し上げたように、日本の学校がそういう子どもたちを一応受け入れるという建前は持っていますが、その受け入れの体制が不十分であるということに非常に大きな原因の1つがあるというふうに思っておるんですが、その辺を文部科学省としてはどのようにお考えになっているのか。

この2点を具体的にお聞かせいただきたいというふうに思います。

手塚部会長 今の点、お願いします。

山脇国際教育課長 今、御指摘いただきました基本方針に関してでございますが、これについては先ほど申し上げましたように、公立の学校での就学を希望される場合にはできるだけ受け入れていくということで、その受け入れの体制がこれだけで十分かということについて、我々もいろいろ改善点とか、いろいろな指導方法の検討などはこれからも今後も必要ではないかというふうには思っております。

先ほど申し上げましたように、例えば今年度からは母語のわかる指導員が教育指導とか学習支援に当たるというような方法を各地で行っていただきたい。あるいは、それを通じていい方法があれば、それを全国レベルで共有化する、それを普及するというような事業も進めていきたいと考えております。

また、国際化の地域事業におきましても、個々の地域に応じた進め方、場合によっては不就学の問題も含めた検討、あるいは国際理解とかの進め方をどうするかなども検討していただいておりますので、それらの成果を踏まえていい事例を共有していくあるいは

はそれを更に進めるというような方策について、我々としても今後も改善策、充実策を検討していきたいというふうに考えております。

また、不就学についての御質問でございました。先ほど、少し時間の関係で説明ができませんでしたので、その点も含めて補足をさせていただきたいと思っております。

11 ページに、例えば大泉町の結果についてお話を申し上げました。これは先ほど、割合だけ申し上げましたが、その次の 12 ページをごらんいただきますと、この大泉町の調査での不就学の原因というものは多岐にわたっているというような結果が出ております。

例えば、近く帰国する予定があるので学校には通わなくていいんだというふうに考えているとか、あるいは、やはり言葉の問題があると。あるいは、学校に慣れない部分があると。

それから、学校に就学させる必要がないというふうに保護者の方が考えているなどの原因で不就学になっているというような事情もございました。

また、経費の問題も、その中におっしゃる部分があったということでございました。

したがって、この不就学の問題については私どもとしてもできるだけ就学の機会を提供し、不就学の実態を改善しなければいけないというふうに思っておりますが、これらの原因の分析結果が出てきておりますので、もう少し、それに対応した今後の方策が必要になるのではないかとこのように思っております。

その内容について、できれば私の方からももう一度御説明したいと思っておりますが、その前に、岐阜県の結果におきまして、これは大垣市、美濃加茂市、可児市におきまして、それぞれ戸別訪問などにより実態調査をしていただいたものでございます。

それによりますと数%、7%とか、4%の方々、これは不就学について託児所のみに通う子どもを入れるかどうかなど、若干、定義によって違いますので、その辺りは注意が必要ではありますが、大体の割合がこのような形で出てきているということでございます。

ただ、この割合が数%だから低いとかというふうに考えているわけではございません。こういう実態がある以上、できるだけそれをなくし、子どもたちに就学の機会を与える、学校教育をする機会を提供するというための改善策というものは、このような調査も踏まえてやっていかなければいけないというふうに思っております。

ここでも、不就学としての理由について幾つか出ております。これは概要でございまして、下の 3 行辺りでございまして、例えば仕事を実際にするとか、家事を手伝うとか、子どもたち、弟とか、家族の面倒を見なければいけないというなど、就労に起因するものとか、あるいはいじめにあったとか、言葉の問題があったなどの教育環境に起因する理由。あるいは、お金など経済、あるいは家庭環境に起因する問題など、さまざまの要因があったというような分析もございました。

ただ、言葉のサポートがあれば日本の学校にも通わせたいという子どもたちもいると

ということでございますので、その辺り、改善の余地がまだあるのではないかと、対策の方法があるのではないかと思います。

また、この岐阜県の例では、例えばブラジルの例ですと、中学3年の年齢になりますと、ブラジルでは働ける年代になっているということらしくて、そうすると、中学3年になれば余り学校に通わなくてもいいのではないかとこの保護者の意識などがあるのではないかとこの分析もされているようでございます。

以上、申しましたように、不就学の原因につきましては地域の取り組みなどによっていろいろされてきております。

実は、この調査のやり方でございますが、学校の先生とか、教育委員会の方がすべて各戸訪問をする、登録されている名簿の方とか、わかっている子どもたちのところを訪問する、いなければ、また訪問するというような形で、非常に時間と手間をかけてしていただいた結果だというふうに思っています。

その意味も含めて、全国的な同様の調査をするということとはなかなか容易ではないというところはあるのでございますが、原因分析の結果、あるいはどのような要因で不就学になっているのか。先ほどの岐阜県あるいは大泉の例ですと、中学段階の割合が高くなっているとか、今の全体の傾向も出てきておりますので、それらの原因に対応した対応をしていきたいというふうに思っております。

その原因に対応した方策としては、まず当然、学校の教育環境について問題がある。例えばいじめがあるとか、日本語がわからない、あるいは教科の勉強についていけないというようないろいろな問題があります。

それに関しましては文部科学省としても、先ほど申し上げた日本語指導体制とか、母語を使った指導体制をどう取り組んでいくかなどの方策を検討するとともに、地域、各都市での取組状況とも協調しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

ただ、一方で文部科学省、あるいは教育委員会、学校のみで対応できない部分というのは、やはりこの結果からは出てきているのではないかとこのふうにも思います。例えば、保護者が学校にもう行かせる必要はないような意識があったり、教育に対する保護者の態度、意識の問題、あるいは日本の学校教育、公立学校の教育制度について情報を知らなかったというような場合もあると。そうしますと、当然、それを伝えていく方策が必要だと思うんですが、教育委員会、あるいは学校現場のみではなかなか対応できない部分があるのではないかと。

先ほどの岐阜県の例ですと、外国人の登録制度のシステム上、どうしても実際の居住実態がわからない。もしも居住実態が正確に把握できるような制度ができれば、それに対応して戸別の家庭訪問をするなどの対応が可能になるというような御意見もございました。

したがって、そのような、例えば外国人登録の場合とか、書き換えの場合などに子どもたちの教育を受けることを促すための措置を考えるというような措置ができれば、少

しでも対応が改善できるのではないかというふうに思います。あるいは、そのような際に就学の関連情報を提供するとか、保護者の教育に対する啓発活動を行うなどの対応ができるのではないかと。

ただ、そのような対応につきましては外務省、法務省等々の関係機関との協力がなければできない部分が多々ございますので、そのような点につきましては是非、海外交流審議会の方でも御検討をいただければありがたいというふうに、私どもは思っております。

不十分かもしれませんが、以上でございます。

北脇委員 1つだけ申し上げたいのは、外国人をこれだけ受け入れるという方策を10年以上前からとっているわけですから、それに対応した教育政策というのもあってしかるべきだということをお願いしたいわけです。

もう10年以上経っていて、ただ、それでもまだ、今、母語を用いた教育について調査研究という段階であるとか、第2言語としての日本語の指導法の開発であるとか、日本語指導者に対する講習会の実施とか、そういう段階にとどまっているということについては、やはりこれは問題があると思うんです。

そういうものは開発とか研究されて、それぞれの地域で実践すると。一つの手法みたいなものがある程度でき上がって、それに基づいて実践できるという状態になっていないといけないのではないかと。そういう対応の遅れというのを感じるということ、それだけ申し上げておきたいと思います。

手塚部会長 今のは御意見としてお伺いさせていただきます、ほかに。

衣笠委員 この外国人児童生徒の支援策の「日本語指導者に対する講習会の実施」とあるんですが、ここのところで、これは年1回、4日間、150名程度というふうな数字が書いてあるんですが、これは全国で小学生だけで1万2,000人、中学校で5,300人という人数からしますと、年1回、4日間、150名というようなことであれば、これだけの人数に見合うにはかなりの時間がかかるということがまず1点考えられる。

もう一つは、この指導を行う方はどういう方が行っているのかというのが聞いておきたい。今、言うのは、例えば外国の方が自分の国ではこういうふうに相手国の子どもさんたちの教育というものに対する語源の教育をされているとか、そういうふうな外国人の方もこの中には参加されているのか。それとも、日本の大学の先生が日本語教育はこうあるべきだというふうな方針でされているのかという2点、ちょっとお伺いできればと思うんですが。

手塚部会長 お願いいたします。

山脇国際教育課長 ありがとうございます。

日本語指導者に対する講習会、確かに全国レベルで150名程度、4日間という形で十分かということですが、まず対象は、先ほど申しましたが、指導的な立場にある先生方とか、あるいは管理職の、あるいは教育委員会の指導主事という指導的な管理

職の立場の方などを対象にしておりまして、効果としては指導的な立場にある人が各県、各市で、その指導法についてもう少し普及していただくとか、更に学校現場の指導者に対するアドバイス、あるいは指導、助言を行っていくというような方策になるような形にしたいというのが意図でございます。

したがいまして、これだけで全国の研修とか、日本語指導に必要な方の研修がすべてできるというものではないと思います。各都市、都道府県、市町村での取り組みを促すような形の講習会をしていきたいというふうに思っています。

特に、管理職の方に入っているのは、実はともすれば外国人児童生徒の教育というのは結構手間がかかるというのは変ですが、いろいろな対策が必要なので、学校全体の理解がないとできないという部分があると聞いております。

したがいまして、管理職の方にもそういう意識をちゃんと持っていただくということも含めてそういうような参加をお願いしているということでございます。

それから、実際の研修の中ではいろいろな日本語指導の専門家でありますとか、バイリンガル教育の進め方などについての専門家の方々、あるいは今年度の例ですと、実際の事例についての意見交換をしていただくというような形で実のある研修をしていこうというふうに思っています。

済みません、今、外国人を含めた形のものまではやられていませんので、やり方については今後もいろいろ検討していきたいと思えます。

手塚部会長 どうぞ、櫻木委員。

櫻木委員 二重にお聞きする部分が出てきて申し訳ないのですが、外国人児童の現状と問題点をどういうふうに認識していらっしゃるかということをもうちょっと概括的にいただき、それを前提として、先ほど谷野委員から出たように、従前の在日朝鮮・韓国人の外国人の問題と、ニューカマーと言われている人たちの子どもたちと分けて、その現状をどういうふうに認識していて、問題点はそれぞれどこにあるのか教えていただきたいのですが。

手塚部会長 お願いします。

山脇国際教育課長 また繰り返しになる部分があるかもしれませんが。

現状、外国人の子どもたちの数は、全体の総数はそんなに増えていませんが、割合は増えてきている。あるいは、各地域によって集住している地域の子どもたちでは学校に集中するとか、あるいは、これは兵庫県とか関西地区ではいろいろな分散をしている部分があるというような形の現状があります。それらが今、議論いただいている、例えば日本語指導であるとか、教科の指導あるいは学校にちゃんと適応できるかなどについて、必ずしも十分でない部分はまだあるだろうというふうに私どもは認識しております。

それをできるだけ改善をし、楽しく充実した学校生活を送ってもらう、あるいは不就学の実態があるならば、それをできるだけ改善する方策をとらなければいけない。そのための方策について、国としても検討をしていきたい、努力をしていきたいというもの

が我々の基本的な認識であります。

ただ、その際に、文部科学省のみでできない部分もあります。学校とか、地域、教育委員会などの協力によってやらなければいけない部分は多々あるかと思しますので、その連携方策をとっていきたいと思います。

また、先ほど申し上げましたように、教育関係の団体だけではなくて、法務省とか、外務省とか、外国人登録制度あるいは在留資格の確認の際の教育の情報提供などなどに関しては、いろいろな関係機関の協力の下にやっていくべき部分があるのではないかと感じております。ただ、我々としては、基本的には今のような認識であります。

済みません、ちょっと不十分かもしれませんが、基本的な認識としては今、そう考えております。

また、ニューカマーの問題がありました。それも最近の傾向としては、日系ブラジル人を中心としているいろいろなニューカマーが増えてきているということで、地域によってブラジル人の方とか、特定の国の方が増えているということもありますから、それは私どもとしても、基本的には日本語指導が必要な外国人児童生徒がいれば当然、それに全体として学校生活がしっかりと送れるような支援をしていく。

ただ、特性があれば、その地域に応じた方策について検討、実施をしていく、あるいは、それを共有していくというような取り組みをしていきたいというような考え方でございます。

手塚部会長 ほかに。

ちょっと私の方から。今日のお話は主に義務教育年限の方の問題ですけれども、いずれ将来的に、1つは高校への進学というのが問題になると思うんですが、大学は別に私費、国費両方を含めて外国人の特別の入学試験をやっているわけです。

しかしながら、各都道府県を見ると、外国人の子弟が高等学校に入るのが非常に難しく、特別の試験をやっていなくて、定時制などにやっと入れるという状況があるのではないかという心配を1つしています。

それから、2番目に、これは全然違うことなんですが、もう一つお聞きしたいと思っていましたのは在留資格との関係で、専修学校等々に入っている方たちの留学生の在留資格ですが、きちんとした大学等々にいる学生はそれほどのことはなくても、日本語学校に来て、すぐに専修学校や各種学校に入って、名目だけ専修学校等々に入って、留学生の在留資格を得て、それで犯罪につながるというようなケースが少し増えているやに伺っておりますけれども、専修学校、各種学校の場合も留学生の在留資格だったと思いますけれども、そういう辺りのところに対して文部科学省として少しお考えになっているかどうかという、その辺りのところをちょっと伺いたいと思います。

山脇国際教育課長 まず、第1点目の高校の入試での配慮、対応ですけれども、外国人生徒に対する特別選抜というものを実施している県がございます。18県で、外国人の生徒に対する特別な配慮を行った入試を行っている。具体的には、例えば学力検査を行わ

ないで、日本語、あるいは外国語による面接試験に代えるとか、あるいは試験時間を延長するとか、問題にルビを振って、日本語の内容をするというような特別の配慮を行っている県もございます。

ただ、それはすべてのところでということではございませんが、そのような配慮をしていただいているので、そのような特別の高校入試における配慮もできるだけ充実したものにしていなければありがたいというふうに考えています。

済みません、2点目について。

濱口国際調整官 直接、担当ではないのでなかなかどうこうと言えませんが、勿論、手塚先生が御指摘になられた意見が、専修学校であろうと、各種学校であろうと、ほかのところであろうと、そういう在留資格を取って、それが結果的に犯罪を起こしているものが多いということについては、それが専修学校だからというものではないと思いますが、勿論、厳正に対処しなければいけない課題だろうとは思いますが。

ただ、先ほど山脇課長も若干、関連したこともおっしゃっておられたと思いますが、手塚先生がおっしゃっておられたお話も、文部科学省としてというよりは、これは法務省であり、外務省さんでありあるいは警察庁も含めてそうですけれども、やはりそれは総合的に対処をしていかなければならないものであろうというふうには思います。

手塚部会長 ほかに、何かございますか。この際、取り分け、御要望とか、こういう方向があるといったご意見がありましたらお願いいたします。

北脇委員 たびたびで申し訳ないんですが、ちょっと具体的なことになりましたが、先ほどの説明の資料の15ページで、外国人学校を各種学校として設置する場合の措置についての説明がありました。

この中で、特別の事情があるような場合に、他の学校等の施設及び設備を使用することができるものとしたということがありました。この点については、私ども浜松市としても構造改革特区で申請をした事柄に関わるんですが、というのは従来、各種学校を設置するときには校地・校舎について自己所有が前提であるというような解釈、運用をされていたものですから、それは緩和してほしいということを利用して言ったところ、文部科学省からは、それは都道府県の権限だから都道府県の裁量でできるはずだという返事があって、その結果として静岡県からは、市町村が要望する場合には所有者との間に公正証書による賃貸者契約が締結されていればいいというような緩和が実現されているんです。ですから、それも勿論、文部科学省が認めていることだと思うんですが、この際、こういう緩和をするのでしたら、もっとストレートに校地、校舎の原則自己所有という要件をもうちょっと緩和できなかったものかという感じがするんです。

今回の措置というのは、他の学校等の施設及び設備を使用することができるものとしたというのは非常にわき道にそれたみたいな感じで、何もほかの学校を利用するなんていうケースは珍しいでしょうから、そうではなくて、校舎などを借りてもいいんだというふうにストレートにしてしまった方がずっとすっきりするとは思いますが、なぜ、

こういうような扱いになったのか、ちょっと御説明いただければと思うんですが。  
手塚部会長 お願いします。

濱口国際調整官 済みません、余り同じワードを連発するとおしかりを受けるかもわかりませんが、直接、改正をしているところは別のところなんですけれども、こういうふうになっているのは、一つは立法技術上の問題。これは北脇市長もいろいろ御経験があたりだと思いますので、既存の法文に照らして必要な改正をしているというのが一つあるかと思います。

実際のところ、学校教育そのものの観点からすれば、公共性とか、継続性というのは当然ありますので、気持ちの上では当然、自己所有が望ましいといえれば望ましいというものは当然あります。

ただ、その上でそれぞれのこういった事情にかんがみて、所轄庁で判断の上、きちっとする。きちっとするというのは、平たく言えば自己所有の例外をつくるということはそれぞれ差し支えないという意味で改正をしているというものはあるかというふうに思っています。勿論、その趣旨等については当然、別途、周知はしていきたいと思っております。

手塚部会長 いかがでしょうか。

北脇委員 余りよくわからない説明なんですけれども、これ以上は別に、ここでは結構なんですけれども、いずれにしても、原則自己所有ということについても、ある程度の要件をつけて例外を認めていくということは従来からも、今の静岡県の例のようにあり得るんだと。その前提の上で、今回、こういうほかの学校等を利用できるということをも明文化したという理解をすればよろしいのでしょうか。

濱口国際調整官 そうだと思います。

その上で、あえて1つ申し上げれば、1枚めくっていただいて16ページをごらんいただきたいんですが、ここに「各種学校規程」の今回改正されたものと改正前の新旧対照表というのがあります。

その一番最後の10条の第4項のところをごらんいただきたいと思いますが、当然、下の方が改正前、昨日までの段階になるわけですが、その場合については、この「校地、校舎その他の施設は、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合に限り、その一部は他の学校等の施設を利用することができる」というふうにあって、上の段に行きますけれども、それを新しい、今日告示されているものについては、「その一部は」と書いていなくて、「他の学校等の施設及び設備を使用することができる」という形で、これは完全にほかのものでも構わないというふうに明文化したということだろうというふうに思っております。

新居委員 よろしいですか。不就学児童に関連してですけれども、日本の小学生・中学生に当たる年齢の子どもたちを義務教育化するということはできないのでしょうか。そういう考えはありませんか。

手塚部会長 お願いします。

山脇国際教育課長 基本的な部分になりますが、先ほど申しましたように、外国人の場合は、希望する場合には公立の小・中学校に入れます。あるいは外国人学校とか、インター校に入学するというようなこともできるということで、その点は選択の自由を認めているという形でございます。

日本の学校の場合ですと、当然、学習指導要領にのっとった日本の国民に対する教育を提供するという形になりますので、その点も考えれば、今の義務教育の中に必ず外国人の方も入らなければいけないという形は難しいのではないかとこのように思います。

ただ、不就学の問題に関しましては、先ほど申し上げたものとの繰り返しになるかもしれませんが、何らかの公立の学校あるいは外国人学校の方に就学をする機会をできるだけ提供していくということは重要だろうというふうに思っています。

そのための方策として、当然、公立学校の場合ですと、学校環境になじめるように日本語指導をしなければいけないし、教科についていけるような対応もしなければいけない。そのためには、放課後、外国人の子どもたちに対する特別の支援措置が必要だとか、いろいろな方策がなされています。

また、保護者の方の意識で、なかなか学校に対する教育についての理解が得られないとか、あるいはもうすぐ帰国してしまうから学校についてはそんなにいいんですというような意識を持たれていると、その部分についてはなかなか、全体として外国人問題をどう対応していくかなどの対応が必要になってくる部分もありますし、あるいは在留の間はできるだけ何らかの学校に教育をしなければいけないんだというようなことを啓発するとか、あるいは情報をできるだけ提供していくというようなさまざまな対応が必要だろうと思います。といいますのは、先ほど申し上げたように、不就学の要因として今まで出てきていますのは多様な要因が挙げられているからだというふうに思います。

また、例えば雇用企業の方で教育に関する情報とかの提供をするとか、企業の支援とか、あるいは経済界での支援なども組み合わせれば、できるだけそういう子どもたちの就学の機会を増やしていくということではできないかというふうに思っております。

これはちょっと個人的な私見も含んでおるかもしれませんが、そのような方策を今後とも連携してやっていきたいというふうに思っております。

新居委員 子どもの教育をちゃんとやらないと、例えば、日本で働くことはできませんとか、日本に滞在できませんというぐらいに、子どもの教育と日本に滞在することをもっと関連づけてやれないかというふうに思ったりするんですけども、やはり保護者の理解というのが不就学について言えば一番大事な、おっしゃったように、保護者に理解してもらうということは大事なことだと思うんです。その辺がなかなか難しいところだろうと。それぞれの国の事情がありますから。何かで、教育と日本に滞在することとを絡められないのかという気はするんですけども。

手塚部会長 今回の新居委員の御意見、もっともだと思いますが、恐らく文部科学省や教育委員会だけではだめで、いわゆる日本に来るビザを取得するとき、あるいは取得後、在留資格を与えるときにきちんと親に確認をするというようなことも必要だろうと。

それから、経済界もたしか10年ぐらい前までは、山脇国際教育課長がおっしゃった点なんです、トヨタですら非常にそういう問題については、外国人の子どものために何かをやるというような気持ちは全くないという時代がありました、ようやく少し機運が変わってきたのではないかという具合に思っております。

それから、第3には外国で、例えばヨーロッパやアメリカでは、義務教育を終わっていない子どもが働く段階になると全く就職口がないと。あるいは、職業訓練に入っていないという問題があって、これは次に直面する問題だろうと思います。

取り分け日系人の方は、日系の側の方もおっしゃっていますが、1世の方たちがものすごく苦勞をされて、2世の方についてもものすごく一生懸命教育をした。これは日本人が海外に出る場合も同じで、恐らくほとんどの方が、海外に出れば自分の子どもたちをどうやって教育していくかというのは一番最大の問題だったわけですが、これが3世、4世になりますと、教育については全く熱心ではなくて、ラティノ化しているというんですか。その点をブラジル側と話し合ったときに嘆いたこともございます。

そういう問題があって、確かに文部科学省だけの国の施策ということだけではなかなか済まない問題も一方では、勿論、他方ではまだまだこの問題、もう十数年前からスタートしているのに、やや出遅れの感がないではないという御意見もございましたが、そういう問題も含めて、今後、この部会でも検討させていただき、建設的な提言をさせていただきたいという具合に思っております。

以上、そんなところで今日の教育の問題。

何か特別、御意見のおありの委員の方、ございましたら。

それでは、どうも、大変貴重な御説明と御意見、ありがとうございました。

ちょっと1つだけ、お配りした資料の中にトラフィッキングに関するものがございます。これは1週間ぐらい前に新聞等々でも発表されましたが、米国の国務省のレポートで日本の対応に問題があるということでございますが、それについての外務省の資料が付されておりますので、公式の資料も入っておりますので、どうぞ、御検討いただきたいと思います。

本日はどうも、在日外国人に関わる教育問題についての議論につきまして、外務省のホームページに掲載させていただきたいと思っておりますので、また各位、追って事務局より送付させていただきます。よろしく願いいたします。

(了)